

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第90号
令和4年3月29日
警察庁交通局運転免許課長

受験資格特例教習及び若年運転者講習に係る標準指導要領について（通達）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」という。）の運用については「受験資格特例教習の標準について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第15号）により、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の運用については「若年運転者講習の運用について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第16号）により、それぞれ示されているところであるが、このたび、受験資格特例教習及び若年運転者講習に係る標準指導要領を別添のとおり定め、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

受験資格特例教習及び若年運転者講習に係る標準指導要領

1 はじめに

道路交通法上、第二種免許の受験資格は、21歳以上（年齢要件）かつ普通免許等保有3年以上（経験要件）とされており、これについて、運転者不足が深刻化しているなどの理由により、タクシー業界及びバス業界から受験資格の見直しを求める要望が提出されたことを受け、平成28年及び29年に、第二種免許の受験資格の見直しの適否等について検討することを内容とする規制改革実施計画が閣議決定された。

これを受けて、警察庁では平成30年度に有識者会議（「第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議」）を開催し、平成31年3月には同有識者会議において「第二種免許制度等の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）がとりまとめられ、「第二種免許取得前及び取得後の双方において適切な安全対策を講ずることができる場合には、受験資格を特例的に見直すことを認めるという方向性が適当である」とされた。

この提言を踏まえ、第二種免許の受験資格を特例的に引き下げるための教習カリキュラムについて、令和元年度に実験教習等を内容とする調査研究（「職業運転者に必要な免許制度の在り方に関する調査研究」）を実施したところ、当該教習カリキュラムを受けることによって第二種免許の受験資格である年齢要件及び経験要件が担保する資質を十分に養成することができたことから、教習制度により、第二種免許の受験資格を「19歳以上かつ普通免許等保有1年以上」に特例的に引き下げることが可能とされた。

また、同様の受験資格が設けられている大型免許（21歳以上かつ普通免許等保有3年以上）及び中型免許（20歳以上かつ普通免許等保有2年以上）についても、同様の特例を適用することが可能とされた。

これらの検討結果等を踏まえ、第二種免許等の受験資格の見直しに係る各規定を含む道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、令和2年6月2日、第201回通常国会において成立し、同月10日、令和2年法律第42号として公布された。改正法の規定のうち、第二種免許等の受験資格の見直しに係る規定は、令和4年5月13日に施行される。

本指導要領は、改正の内容や第二種免許等の意義、また、若年運転者の特性等について解説した上で、第二種免許等の受験資格を特例的に引き下げるための教習（受験資格特例教習）及び若年運転者講習の指導要領等について説明したものであり、同教習及び同講習を実施するに当たって、各指導員が事前に本指導要領の内容についてよく理解し、効果的な指導を実現することを目的とするものである。

2 総論

(1) 改正内容

第二種免許等の受験資格の見直しに係る改正法の主な内容は、

- ・ 受験資格特例教習を修了した者については、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に特例的に引き下げること。
- ・ 年齢要件に係る特例を受けて第二種免許等を取得した者が21歳（中型免許は20歳）までに違反をして一定の基準に該当した場合は、若年運転者講習の受講を義務付け、不受講者及び受講後再度違反をして一定の基準に該当した者については、年齢要件に係る特例を受けて取得した免許を取り消すこと。

の2点である。

(2) 第二種免許の意義

旅客自動車を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする場合には、当該自動車の種類に応じた第二種免許を受けなければならない。

旅客自動車の運転に当たっては、様々な運転環境下や時間的制約等による精神的負担が大きい状況下において、旅客の動静等に配慮しながら安全に運転することが求められている。また、自己とは直接的に関係のない不特定多数の旅客を輸送することによって利益を得る旅客自動車運送事業において、事業者及び運転者は、旅客の安全な輸送に対し、社会的責任を負っている。

このため、旅客自動車の運転者には、高い安全運転意識とともに高度な運転技能及び安全運転に関する知識が求められている。

(3) 第二種免許の受験資格で担保している資質

ア 年齢要件

提言において、年齢要件で担保している資質は、精神的な部分に着目し、「適切な運転行動に係る判断に必要な自己制御能力^{*1}」であると整理されている。

旅客自動車の運転者は、不特定多数の旅客への適切な対応が求められるとともに、様々な運転環境下や精神的負担が大きい状況下においても、旅客の安全確保を最優先にした運転を行う必要があり、感情を制御する能力や客観的に自己を評

*1 「自己制御能力」とは、心理学上の用語であり、様々な意味が含まれるが、提言では、運転行動との関係において、特に、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力といった要素を中心に捉えたものとして整理されている。

価する能力等を身に付けた精神的な安定が必要であるため、年齢要件が設けられている。

イ 経験要件

提言において、経験要件で担保している資質は、主として「実際の道路交通環境下における危険予測・回避能力」であると整理されている。

第二種免許取得のために必要となる高度な運転技能及び安全運転に関する知識の前提として、第一種免許取得時に獲得した基礎的な運転技能等が、実際の運転経験を通じて高い習熟度に達しているとともに、様々な道路交通環境における危険を的確に予測し、適切に回避する能力が身に付いている必要があるため、経験要件が設けられている。

(4) 大型免許・中型免許について

令和元年度の調査研究報告書において、第二種免許と同様の受験資格が設けられている大型免許（21歳以上かつ普通免許等保有3年以上）及び中型免許（20歳以上かつ普通免許等保有2年以上）についても、受験資格特例教習を修了することで、受験資格で担保している資質を養成することが可能であると考えられることから、大型免許及び中型免許についても、受験資格特例教習を修了した者については、同様の特例を適用することが可能とされている。

(5) 若年運転者の特性

個人差はあるものの、若年者には規範意識の低さやリスクテイキング行動^{*2}等が他の年齢層と比較してより認められ、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力といった「自己制御能力」の養成が求められる。

こうした特性を踏まえると、若年運転者に対する「自己制御能力」の養成という部分では、道路形状や交通規制及び他の道路利用者等によって思いどおりに車を動かすことができなかつたような場면을題材に、そのときの運転者の心情と実際に選択した行動とを比較分析しながら、あるべき運転行動の選択に必要な理性の働かせ方等に気付かせるような指導が重要と考えられる。

また、若年運転者は、他の年齢層と比較して交通事故を起こしやすく、事故類型では正面衝突事故、追突事故及び車両単独事故が多く見られる（図1、2参照）。このことを踏まえ、「危険予測・回避能力」の向上という部分の指導では、漠然と捉え

*2 「リスクを取ろうとする行動」を意味する。

た危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、若年者に多くみられる危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、そして見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動の取り方の3点を同時に学ばせることが重要と考えられる。

このような安全確認に関する能力は、狭路での運転や後退等の目に見える運転技能とは異なり、「自分ではきちんとできている」つもりになりやすいため、そうした弱点を指摘することによって自分自身で当該弱点に気づき、修正させるような指導を実施すべきであると考えられる。

図1 2当無過失事故件数で除した年齢層別第1当事者人身事故率（平成29年～令和元年平均）

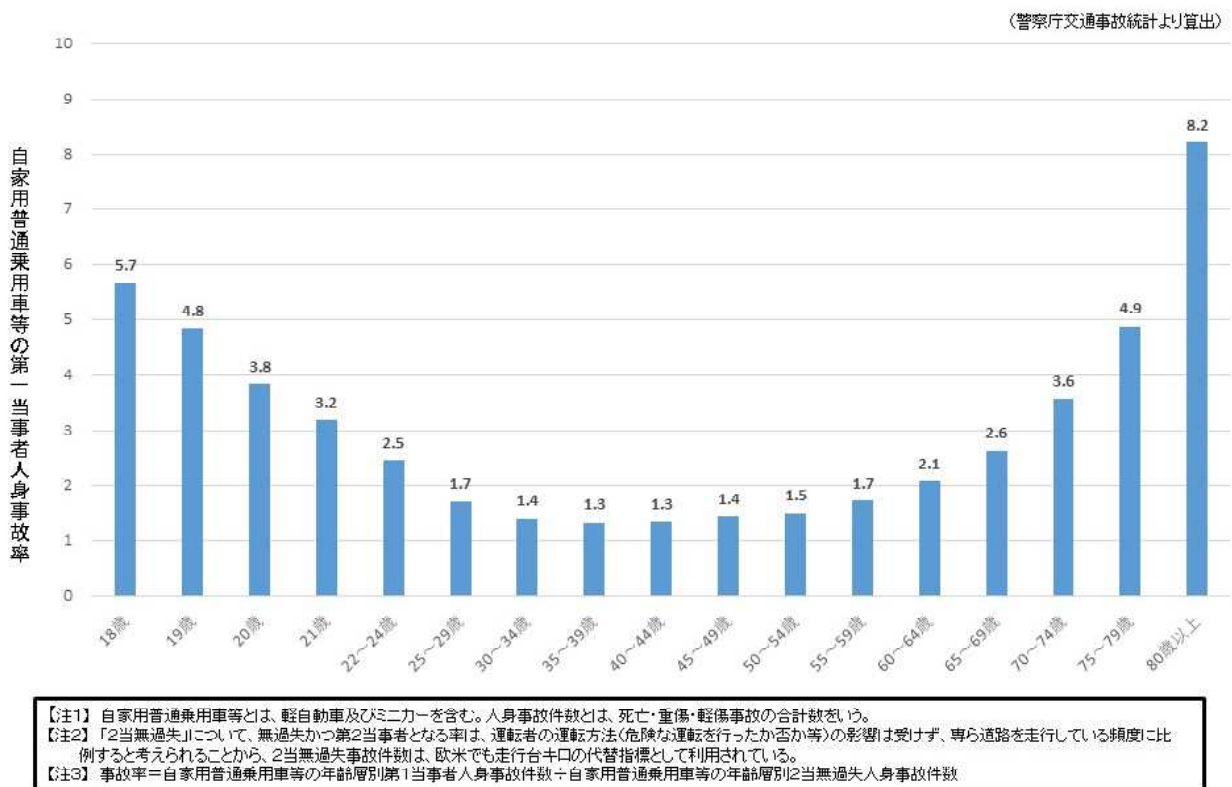
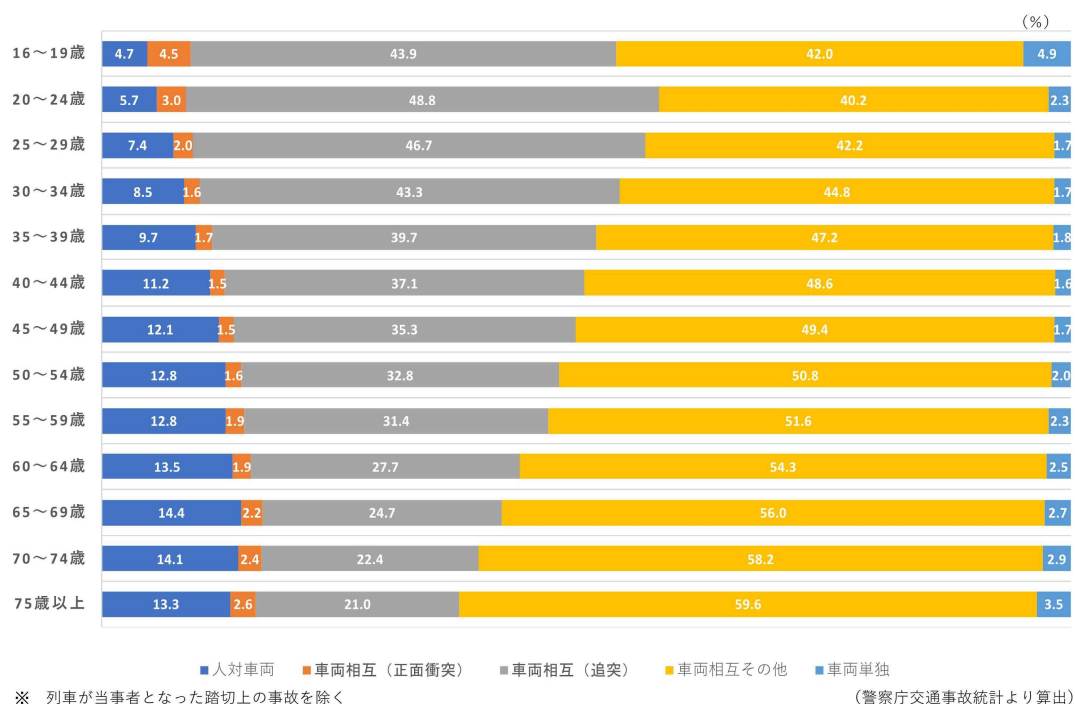


図2 原付以上運転者（第1当事者）の事故類型別・年齢層別交通事故割合（令和元年中）



(6) 受験資格特例教習の主な内容

年齢要件で担保している資質を養成するため、運転適性検査（「科警研編73C」等。以下同じ。）を行い、その結果に基づき、個々の運転者に、動作の正確性や衝動抑止性等の自己の心理的特性を自覚した上での運転行動を促すこと、また、慣れ及び自己の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因によって交通事故を起こすおそれがあること等を理解させることを目的としたディスカッション形式の指導等を実施する年齢課程（計7時限）を設けている。また、経験要件で担保している危険予測・回避能力及び基礎的な運転技能等を向上させるため、経験課程（計29時限）を設けている。

なお、年齢要件で担保している資質と経験要件で担保している資質が相互に関連して初めて安全運転が可能となるものであることから、年齢課程と経験課程の両方を受けることとなる場合は、個々の教習生に対して、年齢課程における運転適性検査の結果やディスカッション形式の指導の結果を踏まえながら経験課程の技能教習を行うなど、年齢課程と経験課程で相互に連携を図りながらきめ細やかな指導を実施すること。

(7) 第二種免許等の特例取得後の安全担保措置

受験資格で担保している能力は、受験資格特例教習により養成することが可能と考えられることから、同教習の修了者について受験資格の特例を認めるものであるが、自己制御能力のような加齢に伴う精神的成熟により身に付く能力については、教習で十分に養成することができない場合があり得ると考えられる。

このため、年齢要件に係る特例を受けて第二種免許等を取得した後も、本来の受験資格が定める年齢に達するまでの間、慎重な運転を促すため、若年運転者期間の制度を設けることとした。

具体的には、年齢要件に係る特例を受けて第二種免許等を取得してから本来の受験資格が定める年齢に達するまでの間を若年運転者期間として設定し、同期間中に違反をして一定の基準に該当した場合、受験資格特例教習による「自己制御能力」の養成が足りなかったとして、同能力の再度の養成を図るために若年運転者講習の受講を義務付け、正当な理由なく若年運転者講習を受講しない場合又は若年運転者講習の受講後、若年運転者期間が経過するまでの間に、更に違反をして一定の基準に該当した場合には、その者が年齢要件に係る特例を受けて取得した第二種免許等を取り消すという制度である。

なお、経験要件に係る特例のみを受けた者には若年運転者期間は設定されない。

3 受験資格特例教習の教習カリキュラム

令和2年度に警察庁において「高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格に関する有識者会議」を開催し、受験資格特例教習のカリキュラムに関する検討を実施した。同検討の結果を踏まえて策定した受験資格特例教習のカリキュラムは以下のとおりである。

なお、年齢要件に係る特例のみを受けようとする者については年齢課程に係る項目を、経験要件に係る特例のみを受けようとする者については経験課程に係る項目及びその教習効果の確認を、年齢要件及び経験要件の両方に係る特例を受けようとする者については年齢課程に係る項目並びに経験課程に係る項目及びその教習効果の確認を受けさせること。

また、年齢課程を受ける者については、教習を開始する前に運転適性検査を受けさせること。

(1) 第1段階

ア 技能教習

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と車路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方		コース	普通

程		進むことができる。	・円滑な坂道での通行		
	5 後退、狭路の通行	<ul style="list-style-type: none"> 適切な進路と速度を選んで後退できる。 狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 後退時の安全確認の仕方 運転姿勢のとり方 視点の配り方、視野のとり方 車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 速度調整の仕方 進路のとり方と修正の仕方 方向の変え方 狭路コースの後退等の後退走行の応用 正確な目標位置への後退 	コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
	10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
	11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認 	コース	二種

		法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選り方 ・転回の方法 ・方向変換			
12	教習効果の確認 (みきわめ)	第1段階の教習効果の確認 (第1段階の項目1及び2を除く。)		1	コース	二種

イ 学科教習

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年齢課程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（科警研編3C）等の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（科警研編3C）等の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

ウ 教習の順序

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと（ただし、年齢課程のみを受ける者については、「教習効果の確認（みきわめ）」は行わない。）。

(2) 第2段階

ア 技能教習

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選り方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課 程</p>	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 	道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 	道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 	道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 	道路	普通
	7 駐・停車	<ul style="list-style-type: none"> 道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所の選び方 駐・停車の仕方 	道路	普通
	8 生活道路の走行	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路における適切な速度の調整ができる。 生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。 	<ul style="list-style-type: none"> センターラインのない生活道路における走行 交通量の多い生活道路における走行 	道路	普通
	9 自主経路設定	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的地までの経路の設定 経路に応じた通行位置と路路 法規に従った走行 交通の流れに合わせた走行 他の交通に対する気配り 危険を予測した運転 	道路	普通

	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認 ・転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながるやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び10から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

イ 学科教習

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理	1	普通

程		解させる。		
年齢課程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

ウ 教習の順序

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習項目14「技能録画教習②」を行った後、学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせることとし、これらの項目については、年齢課程のみを受ける場合を除き、技能教習の終盤に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認(みきわめ)」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること(ただし、年齢課程のみを受ける者については、「教習効果の確認(みきわめ)」は行わない)。

- 凡例
- ・ 「コース」とは、自動車教習所のコースをいう。
 - ・ 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・ 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・ 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通免許に係る教習指導員をいう。
 - ・ 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通免許に係る教習指導員をいう。

4 受験資格特例教習における主な教習項目の指導要領

(1) 第1段階

ア 技能教習項目1 技能録画教習①

(ア) 目標

教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。

(イ) 教習内容

車内から教習生の運転姿勢及び走行状況を撮影

(ウ) 指導要領

- ・ 教習生の運転姿勢を映像として記録する。
- ・ 教習生の運転について映像を記録する。

(エ) 技能教習を行う上での留意点

- ・ 運転する経路等の指示を除き、可能な限り、教習指導員は教習生への指導は差し控える。
- ・ 続いて実施する個別指導で取り上げるべき場面を考えておく。
※ 教習生の運転を多角的に検討できるよう、様々な道路交通環境下で運転をさせるよう配慮する。
※ 本教習項目は、教習の最初に行う。

イ 学科教習項目1 性格と運転の概説

(ア) 目標

視聴覚教材や運転適性検査の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。

(イ) 教習内容

性格と運転行動の関係

(ウ) 指導要領

- ・ 運転適性検査の結果に基づく運転適性診断票を作成しておく
- ・ 取消処分者講習で実施しているものと同内容
- ・ 性格と運転行動の関係について概説を行う
- ・ 運転適性診断票を教習生に渡した上で、指導・助言を行う（複数で行う場合は、運転適性検査の結果を他の教習生の前で説明することとなることについての了解を得る。）
- ・ 運転適性検査の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。

ウ 学科教習項目 2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①

(ア) 目標

運転適性検査の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。

(イ) 教習内容

自己の心理的特性等の自覚、自己の運転技能に対する客観的評価

(ウ) 指導要領

録画映像の観察に先立ち、「技能録画教習①」における運転について教習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を教習生に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、教習生の運転に対する主観的評価を把握する。

・ 教習生 2 人又は 3 人で実施する場合

各教習生の技能録画教習①において録画した運転状況の映像（一部で構わない。）を観察し、問題（危険性がある運転行為等）があった運転場面について、どのような心理的特性が要因であったのか、自分の運転と比較してどのような違いがあるのかなどについて、運転した教習生以外に意見を述べさせた後、運転した教習生にも意見を述べさせ、どのような心理的特性が運転行動に影響を与えるか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて教習生同士でディスカッションをしながら共有する。その際に、できる限り個々人のアイデアを尊重する形での議論が行われるようにし、相手の意見を排除するような発言は控えるようにする。その後、教習指導員から、各教習生の運転適性検査の結果及び本教習開始時における自己評価結果を踏まえた指導を行い、心理的特性が運転行動に与える影響を指導員自身の実体験等を踏まえながら理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。

・ 教習生 1 人で実施する場合

運転適性検査の結果及び本教習開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画教習①において録画した自己の運転状況の映像（一部で構わない。）を観察し、問題（危険性がある運転行為等）があった運転場面について、教習生自身に、何が問題であったのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、教習指導員とディスカ

ッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。

エ 技能教習項目 2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①

(ア) 目標

教習指導員の運転の観察を通じ、自己の運転を振り返る。

(イ) 教習内容

① 教習指導員の運転の観察

教習指導員が運転する車両の助手席に乗車し、その運転行動全般について観察する。

② 観察結果の自己評価

観察した運転行動について自己の運転と比較することにより、認知・判断・操作に分解して自己評価を行う。

③ 自己評価を踏まえた運転

自己の運転について不足している能力や技能について意識した運転を行う。

(ウ) 指導要領

① 教習指導員の運転の観察

- ・ 教習指導員が教習車を運転する。
- ・ 教習時限の開始から概ね20分程度、教習指導員による見本運転を実施する。
- ・ 教習開始時に観察するポイントを示しておく。
- ・ 見本運転のポイントは以下のとおり。
 - a 運転に必要な情報を早めに認知する能力（コメンタリードライビング（自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習）の実施）を観察させる。
 - b 道路の状況に応じた正しい判断能力の観察をさせる。
 - c 操作能力として安全かつ円滑な運転でありながら、乗り心地の良いアクセル・ブレーキ・ハンドル操作を観察させる。

② 観察結果の自己評価

- ・ 最も重要な能力は認知能力であることを認識させる。
- ・ 運転において、必要な情報を早めに認知することにより、状況判断する時間に余裕ができることを理解させる。
- ・ 状況判断に余裕ができることで、判断の正確さが増し、落ち着いた状況

で運転操作をすることができることを理解させる。

- ・ 認知が遅れた場合には、判断や操作に悪影響を与えることも理解させる。

③ 自己評価を踏まえた運転

- ・ 観察した道路環境を走行させることが困難な場合には、教習生の履修状況に合わせた道路を走行させても差し支えないものとする。
- ・ 運転経験とは、操作技術の向上のみでなく、主に認知・判断能力の向上であることを理解させる。
- ・ 認知・判断・操作能力以外に、譲り合い等の運転マナーが重要であることを理解させる。

(エ) 技能教習を行う上での留意点

(ウ)③の「自己評価を踏まえた運転」については、可能な限り観察した道路環境に近い状態を走行させることが望ましい。

オ その他の教習項目

普通免許又は普通第二種免許に係る技能教習指導要領例に準じて教習を行う。

(2) 第2段階

ア 技能教習項目6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道德に基づく運転

(7) 目標

道路及び交通の状況を読み取り、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。

(イ) 教習内容

- ① 坂道での運転
- ② カーブでの運転
- ③ 対向車との行き違いの仕方
- ④ 他の交通に対する意思表示の仕方
- 踏切での運転
- 追い越し方、追い越され方
- 渋滞時の運転
- 緊急自動車への対応の仕方

※ ○印の付されたものは、実施することが望ましいが、物理的制約等から実施が困難な場合は実施しなくても差し支えないものとする。

(ウ) 指導要領

- ・ 「道路及び交通の状況に合わせた運転」については、普通免許に係る技能教習指導要領例に準じて教習を行う。

- ・ 「交通道德に基づく運転」については、教習開始時に教習生に対し、状況に応じて進路を譲ったり、進路を譲られた場合に軽く手を挙げて感謝の意を示すなどの具体的な交通マナーについて、どのような場面でどのような運転行動を取るべきかを考えさせ、教習終了時には、教習中に実際にどのような形で交通マナーを具現化したか、自身の運転行動を振り返らせる。

(エ) 技能教習を行う上での留意点

- ・ 運転の慣れからくる癖の修正に留意させる。
- ・ 交通の状況に応じて、他車（者）を把握し、模範ドライバーとして気配りを持った走行をすることに留意させる。
- ・ 道路交通法で定められていない運転者のマナーやエチケットとして行われている行為について留意させる。

イ 技能教習項目 8 生活道路の走行

(ア) 目標

- ① 生活道路における適切な速度の調節ができる。
- ② 生活道路において安全に他車とすれ違うことができる。

(イ) 教習内容

- ① センターラインのない生活道路における走行
 - ・ 他車（者）に不安を与えない走行速度を踏まえた走行を行う。
 - ・ 見通しのきかない交差点を通行する。
- ② 交通量の多い生活道路における走行
 - ・ すれ違いが可能かどうかの判断を行う。
 - ・ すれ違い走行を実施する。
 - ・ 車体間の安全な間隔を確保する。
 - ・ 譲り合いの精神を持った運転を行う。

(ウ) 指導要領

- ① センターラインのない生活道路における走行
 - ・ 住宅街等の見通しのきかない交差点を含む道路を選択し走行させる。
 - ・ 生活道路に設置されているカーブミラーを活用することで、交差道路の情報を早めに得るよう指導する。
 - ・ カーブミラーに映らない部分があることやミラーに映る者の位置が通常とは逆になること等、カーブミラーの特性を理解させる。
 - ・ 交差道路から自転車等の飛出しがあった場合にも急ブレーキにならない速度を考えさせた走行をさせる。
- ② 交通量の多い生活道路における走行

- ・ 道路の道幅が狭く、交通量の多い道路を選択し走行させる。
- ・ 走行中は、対向車を早めに認知することが重要であることを認識させる。
- ・ 初心運転者が苦手とする場面の一つとして「すれ違い」があることから、自転車や対向車の幅と道路の幅員を考えた走行をさせる。
- ・ すれ違いが不可能な場合には後退しなければならず、後退せずに走行できるようにすることが重要であることを認識させる。

ウ 技能教習項目9 自主経路設定

- ・ 普通免許に係る技能教習指導要領例に準じて教習を行う。
- ・ 複数教習により行うことができる。

エ 技能教習項目11 危険を予測した運転

- ・ 普通免許に係る技能教習指導要領例に準じて教習を行う。
- ・ 複数教習により行うことができる。

オ 技能教習項目12 先急ぎの危険を理解した運転

- ・ 普通二種免許に係る技能教習指導要領例に準じて教習を行う。
- ・ シミュレーターを使用する場合の教習ソフトは、普通二種免許用のものを使用する。

カ 技能教習項目13 シミュレーターによる危険予測

(ア) 目標

危険を的確に予測し、危険を回避する行動を早めに選ぶことができる。

(イ) 教習内容（シミュレーターの教習ソフトは普通免許用又は普通二種免許用のものを使用する。）

① 危険要因の捉え方

危険要因となり得る情報を早く、かつ広く捉え、情報の取捨選択ができる。

② 起こり得る危険の予測

顕在的危険・潜在的危険の予測ができる。

③ 危険の少ない運転行動の取り方

危険に備え一定のスピードで減速し、安全な間隔を確保する。

(ウ) 指導要領

① 危険要因の捉え方

- ・ 絶えず変化する運転場面から、自分に関する危険要因の認知方法を解説、指導する。

- ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。
- ② 起こり得る危険の予測
捉えた情報から発生し得る危険の予測の仕方を解説、指導する。
- ③ 危険の少ない運転行動の取り方
予測した危険に対して、安全な回避行動の選び方を指導する。
- (エ) 技能教習を行う上での留意点
1人の指導員につき3人以下の教習生を対象とし、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。
 - ① 危険要因の捉え方
特定の危険要因を注視し過ぎると、逆に他の危険要因に対して注意が散漫になることを念頭に置き、速やかに判断できるよう指導する。
 - ② 起こり得る危険の予測
相手が異常な行動は取らないという「だろう運転」は慎み、相手が予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。
 - ③ 危険の少ない運転行動の取り方
特に旅客自動車や貨物自動車を運転する場合、一般の運転と比べ運転に伴う発進・進路変更等危険な条件下で運転することが多い反面、旅客や貨物を安全に目的地まで輸送しなくてはならないことから、余裕を持った回避行動ができるよう意識させる。

キ 技能教習項目14 技能録画教習②

- (ア) 目標
教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。
 - (イ) 教習内容
車内から教習生の運転姿勢及び走行状況を撮影
 - (ウ) 指導要領
 - ・ 教習生の運転姿勢を映像として記録する。
 - ・ 教習生の運転について映像を記録する。
 - (エ) 技能教習を行う上での留意点
 - ・ 運転する経路等の指示を除き、可能な限り、教習指導員は教習生への指導は差し控える。
 - ・ 可能な限り、技能録画教習①と同じ経路を走行させることとする。
 - ・ 続いて実施する個別指導で取り上げるべき場面を考えておく。
- ※ 本教習項目は、年齢課程のみを受ける場合を除き、受験資格特例教習の

終盤、かつ、道路における「教習効果の確認（みきわめ）」の前に行く。

ク 学科教習項目 3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②

(ア) 目標

各教習生の技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたか理解させる。

(イ) 教習内容

自己の心理的特性等の自覚、自己の運転技能に対する客観的評価

(ウ) 指導要領

録画映像の観察に先立ち、「技能録画教習②」における運転について教習生に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を教習生に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、教習生の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査の結果を踏まえ、技能教習全般について、どのような点について注意して運転していたのか、教習生に意見を述べさせる。

・ 教習生 2 人又は 3 人で実施する場合

可能な限り、各教習生の技能録画教習①の映像と技能録画教習②の映像（一部で構わない。）を比較し、同一教習生の運転行動のうち、どのような点が良くなっているのかについて、運転した教習生以外に意見を述べさせた上で、運転した教習生に、どのような点について意識して運転していたのかについて説明させるほか、自己の心理的特性を踏まえ、今後はどのように意識して運転をしていかなければならないかを教習生同士でディスカッションさせることにより、自己の心理的特性の弱点をどのようにして補い、プロドライバーとして安全運転に努めていくかについての意識付けを行う。その際に、できる限り個々人のアイデアを尊重する形での議論が行われるようにし、相手の意見を排除するような発言は控えるようにする。その後、教習指導員から、各教習生の運転適性検査の結果及び本教習開始時における自己評価結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。

・ 教習生 1 人で実施する場合

自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか（可能な限り、技能録画教習①において録画した映像（一部で構わない。）と技能録画教習②において録画した映像（一部で構わない。）を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。）を、教習指導員とディスカッションすることによって理解させるとともに、教習生

の運転適性検査の結果及び本教習開始時における自己評価結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。

ケ 技能教習項目15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②

(ア) 目標

- ① 自己の運転を振り返る。
- ② いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。

(イ) 教習内容

- ・ 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。
- ・ 運転適性検査の結果を踏まえ、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。

(ウ) 指導要領

- ・ 運転適性検査の結果のうち、評価の低い項目に着目して路上教習コースを選択し、走行させる。
- ・ いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導する。

(エ) 技能教習を行う上での留意点

- ・ 運転者の欠点ばかりを指摘しないようにする。
- ・ 欠点を補うために心掛けることを中心に指導する。

コ その他の教習項目

普通免許又は普通第二種免許に係る技能教習指導要領例に準じて教習を行う。

5 若年運転者講習の概要及び指導要領

(1) 講習の内容

- ・ 受験資格特例教習のカリキュラムのうち、主として「自己制御能力」の養成に資すると考えられるものを抽出（講習項目及び時限数は後述 5 (3) 参照）
- ・ 講習は原則として連続 2 日間で実施
- ・ 実車での使用車両は普通自動車（AT・MTを問わない）

(2) 講習指導員に必要な資格

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 5 条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保し、これ以外の者を従事させないこと。補助者についても運転適性指導員を充てること。

(3) 講習の項目及び時限数

ア 1 日目（5 時間）

- ・ 運転適性検査 【1 時間】
- ・ 技能録画①（実車） 【1 時間】
- ・ 性格と運転の概説（座学） 【1 時間】
- ・ 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①（座学） 【1 時間】
- ・ 安全運転のための指導（運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転）①（実車） 【1 時間】

イ 2 日目（4 時間）

- ・ 技能録画②（実車） 【1 時間】
- ・ 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②（座学） 【1 時間】
- ・ 安全運転のための指導（運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転）②（実車） 【1 時間】
- ・ 講習全体の振り返り（座学） 【1 時間】

(4) 若年運転者講習の指導要領

ア 受験資格特例教習との重複項目

5 (1) で述べたとおり、若年運転者講習の内容については、受験資格特例教習のカリキュラムのうち、主として「自己制御能力」の養成に資すると考えられるものを抽出しているため、

- ・ 技能録画①、②
- ・ 性格と運転の概説

- ・ 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①、②については、受験資格特例教習における指導要領に基づいて実施すること。

イ 安全運転のための指導①（実車）

受験資格特例教習における運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①の指導要領に基づいて実施すること。

ウ 安全運転のための指導②（実車）

受験資格特例教習における運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②の指導要領に基づいて実施すること。

エ 講習全体の振り返り（座学）

講習生に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。質疑応答においては、次のような結論に導くよう進める。

- ・ 狭路での運転や後退等の目に見える運転技能とは異なり、安全確認に関する能力は「できているつもり」になりやすく、こうした弱点を意識して修正することによって安全な運転につながる。
- ・ 周囲の交通との関わり合いの中で、他の運転者に対して腹を立てるのではなく、他者の運転の誤りを補うような工夫を身に付ける。
- ・ 自己の安全運転意識や安全運転行動として誇れるものは何かを考える。

6 おわりに

今後、この新たな制度の導入により、若年の職業運転者が増加していくことが見込まれるが、このことについて幅広い社会的理解を得るためには、受験資格特例教習及び若年運転者講習が若年の職業運転者の安全運転意識の更なる向上につながるものとなるよう努めていく必要がある。

そのためにも、同教習及び同講習を担当する指導員には、教習生又は講習生に対して、自身の将来の在るべき運転者像といった目標設定を行うよう導くことにより、高い安全運転意識を持ち、適切な安全運転行動を取ることのできる運転者の養成に向けて努めていくことが求められる。